厚木市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第１項の規定により、市が行う国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実収月額　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

(2) 基準生活費　生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額に10分の11を乗じて得た額をいう。

（対象世帯）

第３条　一部負担金の減免等は、国民健康保険の被保険者であって、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困窮し、当該被保険者の属する世帯の所有する資産等の活用を図ったにもかかわらず、一部負担金の支払が困難と認められる世帯（以下「対象世帯」という。）を対象とする。

(1) 地震、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により死亡し、若しくは心身に障害を受けたとき又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 事業若しくは業務の休廃止又は失業により、収入が著しく減少したとき。

(3) 干ばつ、冷害又は凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当しているときは、減免等の対象としない。

(1) 対象となる事実が発生した月から６月を経過しているとき。

(2) 国民健康保険料を滞納しているとき。ただし、分割納付により計画的に納付されている場合及び国民健康保険料の滞納について特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

（減額）

第４条　一部負担金の減額は、対象世帯であって、実収月額が基準生活費を超え、かつ、基準生活費の120パーセント以下の場合に行うことができる。

２　前項の規定による一部負担金の減額割合は、次のとおりとする。

(1) 実収月額が基準生活費を超え、基準生活費の110パーセント以下であり、かつ、預貯金が基準生活費の３箇月分に相当する額以下の場合　10分の８

(2) 実収月額が基準生活費の110パーセントを超え、基準生活費の120パーセント以下

であり、かつ、預貯金が基準生活費の３箇月分に相当する額以下の場合　10分の６

（免除）

第５条　一部負担金の免除は、対象世帯であって、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

(1) 対象世帯の実収月額が基準生活費以下であり、かつ、預貯金が基準生活費の３箇月分に相当する額以下のとき。

(2) 災害により、居住する家屋が半壊又は半焼以上の損害を受けたとき。

（徴収猶予）

第６条　一部負担金の徴収猶予は、前２条の規定に該当する対象世帯であって、次の各号のいずれかに該当するときに行うことができる。

(1) 徴収猶予すべき期間内に収入が生ずることが確実であるが、現在一部負担金の支払が困難であるとき。

(2) 傷病が治癒又は軽快に至れば資力が回復し、一部負担金を納入できるとき。

２　徴収猶予となった対象世帯の世帯主は、定められた期日までに納付する旨の誓約書を市長に提出しなければならない。

３　徴収猶予された一部負担金は、猶予期間満了日を期日とし、世帯主は納入通知書により全額を納入するものとする。この場合において、一部負担金が期日までに納入されない場合には、厚木市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和30年厚木市条例第46号）に基づき処理するものとする。

（期間）

第７条　一部負担金の減額又は免除の期間は、申請月を含めて１年につき３月以内の期間とする。この場合において、開始日が月の中途であっても当該月を１月とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該期間を超えて引き続き減額又は免除を行う必要があると市長が認める場合は、世帯主の申請に基づき３月以内を限度として延長することができる。

３　一部負担金の徴収猶予の期間は、申請した日の属する月を含めて３月以内の一部負担金について、６月以内の期間とする。

（申請）

第８条　減免等を受けようとする対象世帯の世帯主は、あらかじめ健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）ごとに、国民健康保険一部負担金減免等申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じた場合も、同様とする。

(1) 収入申告書

(2) 資産申告書

(3) 家賃、間代又は地代の証明書

(4) 同意書

(5) 給与証明書ほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、急病その他緊急やむを得ない理由があると認められるときはこの限りではない。
３　既に支払われた一部負担金については、減免等の対象としない。
４　申請に係る一切の経費は、世帯主が負担するものとする。
（審査）
第９条　市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて法第113条及び法第113条の２の規定に基づき文書の提出、資料の提供若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。
（決定等）
第10条　市長は、前条の規定による審査をし、その適否を決定したとき、及び世帯主の協力が得られず、前条による審査が困難であると判断されるときは、国民健康保険一部負担金減免等承認（不承認）決定通知書より、世帯主に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により、減免等の承認の決定をしたときは、国民健康保険一部負担金減免等証明書（以下「証明書」という。）を保険医療機関等ごとに１月単位で交付するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、承認開始日が当該月の21日以後であるときは、翌月分の証明書をあわせて交付することができる。
４　証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証に当該証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。
（状況の把握等）
第11条　市長は、証明書交付の都度、対象世帯の生活状況、収入状況の把握に努めるものとする。
（減免等の取消し又は変更等）
第12条　市長は、一部負担金の減免等を受けた世帯主が、次の各号のいずれかに該当するときは、取消し又は変更をするものとする。
(1) 虚偽の申請その他不正な行為により一部負担金の減免等を受けたとき。
(2) 資力の回復その他事情が変化したことにより、減免等を行うことが不適当であると認められるとき又は変更する必要があると認められるとき。
(3) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。
２　市長は、前項の規定により減免等を取り消し、又は変更したときは、当該世帯主及び当該保険医療機関等に通知するものとする。
（返還等）
第13条　市長は、前条第１項第１号又は第３号に該当したことにより減免等を取り消した場合は、法第65条第１項の規定に基づき、世帯主からその支払を免れた額を徴収し、又は徴収猶予をした額を一括して徴収することができる。
２　市長は、前条第１項第２号に該当したことにより減免等を取り消した場合は、世帯主からその支払を免れた額を徴収し、又は徴収猶予をした額を一括して徴収すること

ができる。

３　前条第１項の規定により減免等の取消し又は変更を受けた世帯主は、既に発行された証明書を速やかに市長に返還しなければならない。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年10月１日から施行する。